資料６

（仮）豊田市いじめ防止基本方針の概要（素案）

子どもにやさしいまちづくり推進会議資料
平成２７年１月１６日
教育委員会　学校教育課

背景　「いじめ防止対策推進法」及び「豊田市子ども条例」に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める

目的　市全体で子どもの健やかな育ちを支え、いじめのない社会の実現を目指す

１　いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対処について、豊田市、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が連携して積極的に取り組む
○市　と　し　て＝学校、保護者、地域住民、関係機関等と連携し、いじめ防止等のための施策を策定し実施する
○学 校 と し て＝一人ひとりの子どもを大切にし、いじめのない学校づくりに取り組む
○子どもとして＝自分や友達を大切にし、いじめのない子ども社会づくりに努める
○保護者として＝自ら範を示し、子どもを導き、守り、育てる
○地域住民として＝地域で見守ることの大切さを理解し、モラルや良識を守り、大人としての範を示すとともに、学校や保護者と協力する
○関係機関として＝互いの共通理解のもと、積極的に連携をはかり、いじめの防止に努める

２　いじめの定義

「いじめ」とは、子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの〔態様例:ひやかし、仲間外れ、金品をたかられる 等〕

３　いじめの防止のための豊田市の施策

（１） 豊田市のいじめ防止基本方針の策定

○　豊田市におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める

（２） 豊田市における体制整備

① いじめ防止対策組織の設置等
○ 豊田市いじめ問題対策連絡協議会の設置
（子ども条例の「子どもにやさしいまちづくり推進会議」内に設置）
・関係機関及び団体で情報共有し、対策について協議や連絡調整を行う
○ 豊田市いじめ問題専門委員会の設置
・いじめ防止等のための調査研究等を行い、いじめ防止の対策を実効的に行う
○ 豊田市いじめ・不登校対策推進委員会（心理の専門家と教員代表）
・いじめ・不登校の状況調査・分析、啓発活動を行う
○豊田市いじめ問題調査委員会の設置
・重大ないじめ事案が報告された場合に調査を行う
○豊田市いじめ問題再調査委員会の設置
・重大事態の報告を受け、必要に応じて、市長の命により再調査を行う

② 相談体制の整備
【相談機関】豊田市青少年相談センター(パルクとよた)、とよた子どもの権利相談室、豊田加茂児童・障害者相談センター
【学校での相談】スクールカウンセラーの全校配置、心の相談員の配置、スクールソーシャルワーカーの臨時派遣、子どもの権利擁護委員による相談支援

③ 子どもの権利擁護委員による救済と権利の回復
・権利の侵害を受けている本人またはその関係者から救済の申し立てを受けた「豊田市子どもの権利擁護委員」による調査及び調整、是正措置の勧告、制度の改善要請

（３）教育委員会の取組

○　研修の開催、調査研究、啓発活動、教師用指導資料の配布
○　毎月のいじめ状況調査、学校への指導助言
○　情報モラル教育の推進、ネットの監視
○　スクールカウンセラーや心の相談員の配置
○　サポートチーム（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の学校への派遣
○　関係機関との連絡調整

４　いじめの防止のための学校の施策

（１） 学校いじめ防止基本方針の策定

○　学校の実情に応じたいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める

（２） 学校における体制整備

○　「いじめ対策委員会」で組織的に対応を協議、教育委員会への報告
○　スクールカウンセラーや心の相談員による相談支援、関係機関との連携

（３） 学校における取組

○　子どもの自主的な活動や体験活動、道徳教育の推進、居場所づくり、家庭との連携
○　日常的な子どもの様子を観察、情報共有と家庭への連絡、アンケートや面談の実施
○　いじめられた子どもに対する心のケア、事実関係の把握といじめに関係した子どもへの指導、学級・学年全体への指導

５　子ども、保護者、地域住民、関係機関の取組

＜子ども＞
○　いじめ撲滅のための取組実践、いじめを見かけたり、されたりした場合の相談・報告
＜保護者＞
○　規範意識や思いやる心の育成、子どもの保護、学校や関係機関へ情報提供、相談
＜地域住民＞
○　社会性を育むための地域行事やイベント等の体験・交流活動の実施
＜関係機関＞
○　関係する子ども、保護者、学校等への支援・相談

６　重大事態への対応

（１）　重大事態の定義

「いじめにより子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」や「いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

（２）　学校及び教育委員会の対応

○　重大事態に適切に対処し、同じことが繰り返されることのないよう速やかに調査を行う
＜　学　校　＞教育委員会の指示を受けて対応、関係者と連絡をとり、事件発生に至る詳細な事実収集に努力、調査と並行して適切に対処
＜教育委員会＞豊田市いじめ問題専門委員会による調査を行い、調査結果を市長に報告
学校への指導、適切な対処

（３）　市長による再調査と措置

○　教育委員会による調査結果を受け、再調査の必要があると認めるときは、豊田市いじめ問題再調査委員会が調査を行い、結果を議会に報告